

鈴鹿市多文化共生推進計画（案）に対する意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

■意見公募期間 令和5年12月5日（火）から令和6年1月5日（金）まで

■提出者数 3名

■意見数 14件

意見 No.	該当頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	考え方
1	1	<p>第1章1 策定の趣旨及び背景で、その背景・趣旨は理解するも基点・基軸となる考え方を示し、市民にもわかる説明として下さい。（背景事情が多く目移りする。統合した枠組みで示す。各部署自己中の説明）</p> <p>具体的には、鈴鹿市では「まちづくり基本条例」に基づき本計画を展開していること。展開を立案から実施・評価・見直しに至るまで市民参加で行い、市民参加の仕組みを本計画の実施を通して協働演習し、まちづくりを進める。</p> <p>・鈴鹿市まちづくり基本条例の目的へと繋がる説明にして下さい。</p>	無	<p>第1章「計画の策定に当たって」1「策定の趣旨及び背景」では、外国人人口の増加や多国籍化などの多文化共生を巡る情勢や世界及び国内の動向を時系列で述べ、これを踏まえ、現時点における計画策定の必要性を客観的に説明しているものです。</p>
2	2	<p>第1章2 計画の位置づけで、{・・鈴鹿市まちづくり基本条例}及び・・分野別各種の計画・・など・・整合させながら推進する・・}とある。</p> <p>・本計画と①まちづくり基本条例、②分野別計画（本計画）とを整合させ確認した証が有れば、お示し下さい。</p> <p>上記の繋がり、まちづくり基本条例とは、総合計画という用語は無い（通名である）。17条では基本構想等という表現であり、そもそもこの段階から混乱を来している!!</p>	無	<p>本計画は、鈴鹿市まちづくり基本条例第9条に掲げるまちづくりの視点「互いの文化的違いを認め合う多文化共生のまち」に合致しているとともに、策定に当たっては、庁内の関係所属において組織した「多文化共生推進庁内会議」において調整を図ることで、分野別の各種計画との整合性を確保しています。</p> <p>また、同条例第17条に基づき策定する基本構想、基本計画等を鈴鹿市総合計画2031としております。</p>

意見 No.	該当頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	考え方
		・正式名称を用いることで、意識変革がなされたことを示して下さい。		
3	2	3計画の期間で、「・・・多文化共生を取り巻く状況に変化があった場合は必要に応じて見直します」とある。 ・総合計画2023での見直し録（途中のもの或いは引継ぎ事項など）を示し、総合計画2031に市民の意見がどのように反映されているのかをお示し下さい。	無	本記載は、本計画の策定後において、在留資格等の制度や人口等の動態の変化に伴い、本計画に掲げる施策等への反映の必要性が生じた場合を想定しているものです。
4	23	本文を拝見して驚いた点は、P23での『多文化共生社会は実現しているか？』（日本人の回答）の質問にて、20%余りの“YES”のレベル。鈴鹿市の地域社会の潜在的課題が独特といえるのではないのでしょうか？コレらの要因掘り起しも重要と考えます。	無	当該アンケート結果は、本市における多文化共生の推進に向けた課題として認識しており、今後も本計画に沿って、市民の意向を的確に把握しながら、啓発や交流に関する事業を積極的に展開することにより、市民の多文化共生意識の醸成を図っていきます。
5	24 25 45	本文中にも記載あるように、多文化共生推進の基本理念として『包摂性』が取り上げられているが、更に浸透していく上ではインクルージョン、つまり『帰属性』といった概念も加味して取り組んでいく必要はないでしょうか。 いわゆる地域社会・行政機関・企業等でのそれぞれの立ち位置にマッチしたフォローも並行して取り組むことである。	無	インクルージョン、つまり「包摂性」は、本計画において多文化共生の推進の基本的な視点として位置付けています。 また、本計画に掲げる多文化共生の推進に向けた取組は、行政だけでなく、市民や関係する機関・団体等が、それぞれの役割を果たし、かつ連携しながら推進していきます。
6	25	第3章3基本理念で、この考え方に異論はありませんが、外国人対応に偏りが見受けられます（過去の現実対応としては理解するも・・・）。この偏り（前例踏襲）が将来のまちづくりの足かせ（※）とならぬようご注意下さい。具体的には、まちづくり基本条例9条（まちづくりの視点）4での表現は「互	無	本計画では、「互いの文化的ちがいを認め合い、誰もがいきいきと暮らせる多文化共生のまちづくり」を基本理念とし、外国人市民に対する支援だけでなく、外国人市民と日本人市民が互いに「住みやすいまち」と感じることができるよう、「円滑なコミュニケーション支援の促

意見 No.	該当頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	考え方
		<p>いの文化的違いを認め合う多文化共生のまち」となっています。本・基本理念でも外国人限定とは明記していません。(過去の作成経緯や国の指導もあってそのように思い込んでいる?) 9条3項に、「地域コミュニティが充実し、豊かな人間関係が育まれるまち」とあり、地域コミュニティが充実を→選べる選択肢が豊富、豊かな人間関係は→わだかまりなく現実に適した選択ができると解しています。この3項と4項により結果を見ながら、市民参加(評価・検証)で進めるものと解しています。</p>		<p>進」、「安心して暮らせる環境づくり」及び「多文化共生の地域づくり」を柱とする多様な施策を位置付けており、行政、市民、地域活動団体、事業所及び関係団体が一丸となって、多文化共生社会の実現に向けた取組を着実に進めていくことを示しています。</p>
7	30	<p>まず、日本語の『聴く・話す』の力が十分身につけていないレベルの外国籍児童にとって、日本の小学校での毎日は過酷だということ。『聴く・話す』がままならない中、入学と同時に『読む・書く』の学習が始まります。読めないひらがなや漢字の意味も分からず書く作業に多くの時間を取られます。もちろん、一斉授業では定着しないため、私たちのような日本人の非常勤講師が、国語・算数等の取り出し授業を週に数時間行い、遅れを補おうとしますが、容易に追いつくものではありません。しかも、その間にクラスの方では授業内容が先に進んでいることを考えると、学力の差が縮まることはありません。</p> <p>そんな日々が続く中で中・高学年になるにつれ、教師たちに心を閉ざし、学習意欲を無くし、反抗的になっている外国籍児童たちを目の当たりにし、いたたまれない思いでした。そんな子どもたちに対して、週に数時間しか関わることのない</p>	無	<p>現在、市内の小中学校でポルトガル語やスペイン語を母語とする児童生徒が多い学校には、外国人教育指導助手を配置し、授業の支援や翻訳の業務を行っています。</p> <p>また、在籍する外国籍児童生徒等が少ない学校であっても、言語に応じて定期的に通訳を派遣し、支援しています。</p>

意見 No.	該当頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	考え方
		<p>い私たちのような立場の教師にでもできることはあるはずと 考え、まず心に寄り添うことから始めました。そうすること で、少しずつ笑顔ややる気が出てくる子らも居ました。とは 言え、言葉の壁は大きく、常駐する通訳の必要性を強く感じ ました。</p> <p>指針の中に、『学習支援のために、教育委員会事務局に通訳 を配置し、必要に応じて各学校に派遣します。』とあります。 『必要に応じて』を目指すのであれば、不定期の巡回や派遣 という形態では不十分なのではないでしょうか。『必要』な事 態は計画的に起こるとは限らず、突発的に起こり、即時対応 が必要となる場合も想定されます。それらに対応しようとす るなら、各校に『通訳の常駐』が望ましいのではないでしょ うか。</p> <p>そんな思いを抱えながら現在の保育園に勤務することとな り、小学校現場とは大きく異なる通訳の実態を見ました。多 くの外国籍園児が在籍する中、スペイン語とポルトガル語の 通訳が常駐し、翻訳・通訳の業務をフル稼働で行っています。 日々の通訳・便りの翻訳、日本語の通じない保護者と保育園 側との間での通訳、日常的な連絡帳の翻訳、大きな園行事の 際のアナウンスの通訳等から、日本語をまだ習得できていな い子らと担任とのコミュニケーションの手助け、学習支援に 至るまで、多岐に渡り外国籍園児の保育園生活の支援をして います。その甲斐あってか、外国籍の園児・保護者たちは大 きな疎外感を感じることなく日本での保育園生活を送ること</p>		

意見 No.	該当頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	考え方
		<p>ができていますのだと感じています。</p> <p>せめて大規模校だけでも、小学校の通訳常駐化に向けて検討していただけないのでしょうか。これだけ外国人が増加し、『生活者』として受け入れるのであれば、子どもたちが小学校の段階から十分な教育が受けられるような環境を整える必要があるのではないのでしょうか。</p>		
8	30	<p>園児たちだけを見ても、ポルトガル語やスペイン語を母国語とする子らに限らず、英語を公用語として使用している国々からの外国人も暮らしていることがわかります。小学校に英語の通訳の派遣または巡回も必要になってきているのではないのでしょうか。</p>	無	<p>英語を公用語とする外国人児童生徒等の編入に対応するため、現在、英語の通訳の派遣を行っています。</p>
9	30	<p>市内の企業や農林業に携わっている外国人も多く、各企業・自営業者にもこれら諸課題（帰属性？）の認識を深めていただく事も重要かと思えます。鈴鹿市は人口比率では三重県 No 1 を呈しており、比較的ものづくり産業や農業関係に従事する外国人が多い地域でもある。</p>	無	<p>就労に関する在留制度の改変により、今後もますます多国籍にわたる外国人労働者の増加が予想され、外国人を雇用する企業等においては、諸課題の多様化が考えられます。このことを踏まえ、本計画では、三重県を始めとする関係機関と連携し、雇用に関する相談に対応するとともに、寄せられた相談内容から課題を把握し、共有を図っていきます。</p>
10	37	<p>地域の日本語教室では、2000 年代頃は南米系の生徒が多く賑やかであったが、近年は東南アジア系の生徒が多くなり、国民性もかなり異なり文化・宗教面などにもその対応には苦慮する事がある。この様に外国人と一纏めな対応でなく、国別でなくてもせめて地域的（東アジア・東南アジア・欧米系・中東地区 etc）にでも、きめの細かい対応策に配慮できればと</p>	無	<p>外国人の日本語習得の場となっている「地域の日本語教室」は、外国人人口の増加と多国籍化の進展によってボランティアへの負担が増大しています。</p> <p>このことを踏まえ、本計画では、日本語教室の運営支援を具体的な施策として掲げ、かつ特に重点的に推進する施策と位置付け、外国人の日本語を習得する環境の確</p>

意見 No.	該当頁	意見・情報等	修正等 対応の 有無	考え方
		思います。		保とともに、地域の日本語教室の安定的な運営に向けた取組を推進していきます。
11	38	<p>鈴鹿市ものづくり産業支援センターでは、市内の各企業の技術支援を行っているが、日々の業務の中で企業間でもかなりの温度差を垣間見ることがあります。</p> <p>一例をあげると・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室への積極的支援する企業もあれば、残業優先で教室に参加できず又。夜勤者も結構多い（男女問わず） ・各職場毎に同じ国の人ばかり集めて、日常業務では殆ど日本語は使用しない。作業効率上やむを得ない面もあるが、仕事上での日本語会話や文化・風習等が得られにくい etc。 	無	外国人従業員に対する日本語教育は、市内の各事業者での取組に大きな隔たりがあるものと認識しています。本市では、本計画の推進によって、市内事業者における日本語教育の実態把握を進めるとともに、セミナー等の実施を通じ、事業所における日本語教育の促進を図っていきます。
12	46	教育機関の中に保育園、保育所も記載してほしいです。よろしくお願いします。	有	<p>御意見を踏まえ、「2各主体の役割」における「(4) 教育機関」及び同項の「ア幼稚園・小学校・中学校」を次のとおり修正します。</p> <p>(4) 教育機関 ア 幼稚園・小学校・中学校</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(4) 保育・教育機関 ア 保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校</p> <p>なお、この修正により、P45「2各主体の役割」のリード文及び図表中の「教育機関」を「保育・教育機関」に修正します。</p>

13	48	<p>第5章3計画の推進で、「・・・市民対話課が庁内の関係所属及び関係各機関とその進捗状況を確認し評価（Check）を行います。・・・」とある。</p> <p>これは行政主導による評価そのものであり、市政運営の方針で市長が表明した①対話と協働、②市民の声と反映できる組織づくりに反するのではないのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・透明性のある説明を求めます。 	無	<p>P D C A サイクルによる評価等の実施は、行政の内部的な取組として、施策の進捗状況を的確に把握し、その計画的かつ効果的な推進に繋げていくことを目的としています。</p> <p>本計画においても、このP D C A サイクルにより、各種施策の着実な推進を図っていきます。</p> <p>なお、本計画については、NPO やボランティア団体をはじめとした関係各機関との意見交換、情報共有の機会を設けることで、外国人市民や日本人市民の意見を聞き取り、各施策に沿って取組を推進していきます。</p>
14	-	<p>鈴鹿市 HP のトピックスに「計画案などへの意見を募集します（12月5日）」とあった。8件の計画案のうち、トップに掲示されていた「鈴鹿市多文化共生推進計画（案）」は Not Found となり読めず（12月8日時点発見）。 Not Found であることを市へ申し入れ、翌日の12月9日（土）には是正されていたことを確認した。・・・ではあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲載時に掲載されていることを確認する手はずは成されていたのか。 <p>また確認を担当する部署はどこか。知っておきたい（回答を求めます）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当部署毎にそれぞれ責任を持って業務処理をしてきたとは思いますが、分担処理ゆえに結果として機能しない結果を招くことになってしまいますことを、市（職員含む）は事前に自覚しておくべきであった（組織学習の大切さ）。 <p>↓</p> <p>各種計画（案）を通して言えることは、まちづくり基本条例</p>	無	<p>市のウェブサイト上において、本計画のみが一時的に閲覧できない状態となったことについて、御迷惑をおかけしました。</p> <p>なお、本計画については、鈴鹿市まちづくり基本条例に基づき、まちづくりの指針となる鈴鹿市総合計画2031の推進プランに位置付け、関係各機関との意見交換、情報共有の機会を設けることで、外国人市民や日本人市民の意見を聞き取り、各施策に沿って取組を推進していきます。</p>

		を基点・基軸に、以下垂直展開されるまちづくりの視点（9条）から基本構想等（総合計画2031の将来都市像～、各種計画～施策）との整合（一貫性）確認を市民参加（対話と協働）で行った証をもって、透明性のある説明責任を果たすとして下さい。		
--	--	---	--	--